

(第一類 第八号)

第四回國會 文部委員會 會議錄 第二号

昭和二十三年十二月九日(木曜日)

午後三時三十四分開議

出席委員

委員長 圓谷 光衛君

理事松本 七郎君 理事久保 猛夫君

古賀喜太郎君 平澤 長吉君

水谷 昇君 受田 新吉君

高津 正道君 小島 徹三君

西山富佐太君 野本 品吉君

松原 一彦君 黒岩 重治君

出席國務大臣

文部大臣 下條 康鷹君

出席政府委員

文部政務次官 小野 光洋君

文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

専門員 武蔵 智雄君

専門員 横田重左衛門君

十二月九日

委員船田幸二君辭任につき、その補

欠として野本品吉君が議長の指名で

委員に選任された。

十二月八日

教育公務員特例法案(内閣提出第一

二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

教育公務員特例法案(内閣提出第一

二号)

【筆記】

○圓谷委員長 これより會議を開きま

す。

教育公務員特例法案、内閣提出第一

二号

第一類第八号 文部委員會會議錄 第二号 昭和二十三年十二月九日

二号を議題といたします。本法案は昨八日、本委員会に付託になったのでありますが、これより提案の理由を御説明願います。

教育公務員特例法案

目次

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 任免、分限、懲戒及び服

務(第四條—第十八條)

第一節 大学の学長、教育及び

部局長(第四條—第十二條)

第二節 大学以外の学校の

校長及び教員(第十三

條—第十五條)

第三節 教育長及び専門的教育

職員(第十六條—第十八條)

第三章 研修(第十九條—第二十

條)

第四章 雜則(第二十一條—第二

十二條)

附則(第二十三條—第三十四

條)

第一章 總則

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、教育を通じて

國民全体に奉仕する教育公務員の

職務とその責任の特殊性に基き、

教育公務員の任免、分限、懲戒、

服務及び研修について規定する。

(定義)

第二條 この法律で「教育公務員」と

は、学校教育法(昭和二十二年法

律第二十六号)第一條に定める学

校で、同法第二條に定める國立学

校及び公立学校の学長、校長(園

長を含む。以下同じ。)、教員及

び部局長並びに教育委員会の教育

長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の

3 この法律で「部局長」とは、大学
の学部長その他政令で指定する部
局長をいう。
4 この法律で「専門的教育職員」と
は、教育委員会の職員のうち、免
許状を有することを必要とする者
(教育長を除く。以下同じ。)をい
う。
(身分)
第三條 國立学校の学長、校長、教
員及び部局長は國家公務員、公立
学校の学長、校長、教員及び部局
長並びに教育長及び専門的教育職
員は地方公務員としての身分を有
する。
第二章 任免、分限、懲戒及
び服務
第一節 大学の学長、教員
及び部局長
(採用及び昇任の方法)
第四條 学長及び部局長の採用並び
に教員の採用及び昇任は、選考に
よるものとし、その選考は、大学

管理機關が行う。
2 前項の選考は、学長について
は、人格が高潔で、学識がすぐ
れ、且つ、教育行政に關し識見を
有する者について、大学管理機關
の定める基準により、学部長につ
いては、当該学部の教授会の議に
基き、教員及び学部長以外の部局
長については、大学管理機關の定
める基準により、行わなければならない。
(轉任)
第五條 学長、教員及び部局長は、
大学管理機關の審査の結果による
のでなければ、その意に反して轉
任されることはない。
2 大学管理機關は、前項の審査を
行ふに當つては、その者に対し、
審査の事由を記載した説明書を交
付しなければならない。
3 審査を受ける者から、前項の説
明書を受領した後三十日以内に請
求があつたときは、大学管理機關
は口頭審査を行わなければならない。
口頭審査は、その者から請求
があつたときは公開して行わなけ
ればならない。
4 審査を受ける者は、すべての口
頭審査に出席し、自己の代理人と
して弁護人を選任し、陳述を行
い、証人を出席せしめ並びに書
類、記録その他のあらゆる適切な
事実及び資料を提出することがで
きる。
5 前項に掲げる者以外の者は、当

該事案に關し、大学管理機關に対
し、あらゆる事実及び資料を提出
することができる。
(降任及び免職)
第六條 学長、教員及び部局長は、
大学管理機關の審査の結果による
のでなければ、その意に反して免
職されることはない。教員の降任
についても、また同様とする。
2 第五條第二項から第五項までの
規定は、前項の審査の場合に準用
する。
(休職の期間)
第七條 学長、教員及び部局長の休
職の期間は、心身の故障のため長
期の休養を要する場合の休職にお
いては、個々の場合について、大
学管理機關が定める。
(任期及び停年)
第八條 学長及び部局長の任期につ
いては、大学管理機關が定める。
2 教員の停年については、大学管
理機關が定める。
(懲戒)
第九條 國立大学の学長、教員及び
部局長は、大学管理機關の審査の
結果によるのでなければ、懲戒処
分を受けることはない。
2 第五條第二項から第五項までの
規定は、前項の審査の場合に準用
する。
(任命権者)
第十條 大学の学長、教員及び部局
長の任用、免職、休職、復職、退
職及び懲戒処分は、大学管理機關

の申出に基いて、任命権者が行

（服務）

第十一條 國立大学の学長、教員及び部局長の服務について、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六條第一項の根本基準の實施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第百五條までに定めるものを除いては、大學管理機關が定める。

（勤務成績の評定）

第十二條 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、大學管理機關が行

2 前項の勤務成績の評定は、大學管理機關が定める基準により、行

第二節 大學以外の学校の校長及び教員

（採用及び昇任の方法）

第十三條 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、大學附設の学校にあつてはその大学の学長、大學附置の学校以外の國立学校にあつては文部大臣、大學附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会の教育長（選考権者とい

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、國立学校にあつては人事院、公立学校にあつては

都道府縣の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほ

か、採用志願者名簿に關し必要な事項は、國立学校にあつては人事院規則、公立学校にあつては都道府縣の教育委員会規則で定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 選考権者は、教員について第一項及び前項の選考を行うに當つては、その学校の校長の意見を聞いて行わなければならない。

（休職の期間及び効果）

第十四條 校長及び教員の休職の間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職において、は、滿二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、俸給の全額を支給することができる。

（任命権者）

第十五條 公立学校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会に属する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分については、任命権者が行う。

3 任命権者が、校長又は教員に対し、その意に反して降任し、免職し、その他これに對しおしるし、不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行う場合については、國家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する。

但し、この場合において、「人事院」とあるのは「任命権者」と読

み替えるものとする。

第三節 教育長及び専門的

教育職員

（採用及び昇任の方法）

第十六條 教育長及び専門的教育職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、教育長については、当該教育委員会、専門的教育職員については、当該教育委員会の教育長が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教育職員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、都道府縣の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

4 専門的教育職員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

（教育長の退職）

第十七條 教育長は、教育委員会の承認を得て、任期中退職することが

（任命権者）

第十八條 教育長及び専門的教育職員の任命権は、当該教育委員会に属する。

2 第十五條第二項及び第三項の規定は、教育長及び専門的教育職員に準用する。

第三章 研修

（研修）

第十九條 教育公務員は、その職責

を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大學及び大學附置の学校の教育公務員については大學管理機關、

大學及び大學附置の学校以外の國立学校の教育公務員については文部大臣、大學及び大學附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに教育長及び専門的教育職員については当該教育委員会（所轄廳といふ。以下同じ。）は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に關する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二十條 教育公務員には、研修を受ける機会が與えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本局長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、所轄廳の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

第四章 雜則

（他の職務の従事）

第二十一條 教育公務員は、法律若しくは人事院規則に特別の定がある場合又は所轄廳において教育に關する他の職務に従事することが本務の遂行に支障がないと認める場合のほかは、給與を受け、又は受けないで他の職務に従事してはならない。

（教育公務員以外の者に対するこの法律の準用）

第二十二條 國立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに國立又は公立の各種学校の校長及び教育については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第二十三條 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が國家公務員法の規定に矛盾し、又はこれに抵触すると認められるに至つた場合は、國家公務員法の規定が優先する。

（旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用）

第二十四條 この法律に定める國立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に關する規定は、それぞれ學校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の大学の学長（數個の学部を置く大學にあつては總長。以下同じ。）、教員及び政令で指定する者に準用する。

2 この法律に定める國立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に關する規定は、政令で別段の定をした場合のほか、それぞれ學校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の大學予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の校長、教員及び政令で指定する者に準用する。

3 この法律に定める大學以外の國立又は公立の学校の校長及び教員に關する規定は、それぞれ學校教育法第九十八條第一項に規定する

國立又は公立の中等学校、盲学校及び聾啞学校の校長及び教員に準用する。

（大学管理機関等の読替）

第二十五條 この法律中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、次の各号の区別に従つて読み替へるものとする。

一 第四條第一項については、学長にあつては「評議員（一個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。）及び部局長で構成する会議（協議会」といふ。以下同じ。）」、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」

二 第四條第二項中学長の選考に関する部分、第七條、第八條第一項、第十一條及び第十二條第二項については、「協議会の議に基き学長」

三 第四條第二項中教員及び学部長以外の部局長の選考に関する部分については、教員にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「協議会の議に基き学長」

四 第五條、第六條及び第九條については、学長にあつては「協議会」、教員にあつては「評議会」、部局長にあつては「学長」

五 第八條第二項については、「評議会の議に基き学長」

六 第十條については、「学長」

七 第十二條第一項については、学長にあつては「協議会」、教員及び学部長にあつては「教授会

の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」

八 第十九條第二項については、「文部大臣」

九 第十條中「任命権者」とあるのは、公立大学の学長、教員及び部局長については、当分の間、「その大学を設置する地方公共団体の長」と読み替へるものとする。

（従前の規定による休職者等の取扱）

第二十六條 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、第七條及び第九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十七條 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十四條第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。

（公立大学の学長等の懲戒）

第二十八條 公立大学の学長、教員及び部局長の懲戒に關しては、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、第九條の規定を準用する。

（専門的教育職員の免許状の経過措置）

第二十九條 第二條第四項に規定する専門的教育職員の免許状を有することを必要とする者については、別に教育職員の免許に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

（この法律施行の際における学長等の職にある者の取扱）

第三十條 この法律施行の際、現に國立学校の学長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ学長、校長、教員又は部局長の職についた者となす。

第三十一條 この法律施行の際、現に公立学校の学長、校長、教員及び部局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに教育長及び専門的教育職員は、この法律若しくはこれに基き政令又は他の法律で別に定めるものを除くほか、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、この法律により当該地方公共団体の公務員に任用され、引き続き現にある職に相當する職についたものとする。

（恩給法の準用）

第三十二條 この法律施行の際、現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合には、同法第二十二條に規定する教育職員として勤務するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

（公立学校の学長等に関する特別規定）

第三十三條 この法律若しくはこれに基き命令又は他の法律に特別の規定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、國立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の定をすることができ

る。

（他の法律の改廢）

第三十四條 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第九十五條を削る。

○下條國務大臣 本委員会に付託されました教育公務員特例法案について、その提案の理由を御説明いたします。

六、三の義務教育制を根幹とする新学校制度は、今や着々実施を見つつあるのでありますが、直接新教育実施の任に當る学校の校長、教員等の選任を公正かつ適切ならしめるとともに、教員の地位を確立し、もつて教員をしてその職務に専念させることは、教育刷新、教育振興の基礎條件であり、現下における喫緊の要務と存する次第であります。國家公務員たる者について

は、國家公務員法の規定があります。が、これを全面的にそのまま学校教員に對して適用することにつきましては、その職務と責任の特殊性にかんがみるとき、必ずしも適當ではなく、かつ、不十分と思われる点も存するのであります。これについては國家公務員法自体におきまして、かかるものについて特例を設け得べきことを規定しているものであります。

ここに於いて政府は、さきに第二回國會議に國家公務員法の特例法として、教育公務員の任等に関する法律案を提出いたしました。しかし同案は、國會の会期の關係上成立を見るに至らなかつたのでありますが、國會において

は同案の重要性を認めて閉會中も審議を続行する旨議決され、従つて第三回國會議に継続案件となつた次第であります。しかるところ、第三回國會議において同案に対する一般法たる國家公務員法の改正が行われまいとのので、これに伴つて同案にも所要の修正を施す必要が生じました。また一方においては、教育の地方分権を目ざす教育委員会法は、去る七月十五日公布施行され、十一月一日から都道府縣及び五大市その他若干の市町村において教育委員会が成立いたしました。公立学校の教員は、現在官吏の身分を有しており、かくてはこれらの者の身分の所轄職たる教育委員会の性格に適應しないので、この際これらの者の身分を地方公務員に切りかえることが、適當であるとともに、教員の人事に對する教育委員会の關係を具體的に明示する必要があるものであります。

以上の点に基き「教育公務員の任等に関する法律案」は、先に第三回國會議の承諾を得てこれを撤回し、さらに検討を重ねたのであります。が、成案を得ましたので、ここにあらためて「教育公務員特例法案」として提出いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次にこの法案の要点を説明いたします。

まず本案の適用範圍であります。それは國立及び公立の幼稚園から大学までの学長、校長、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員であります。本案ではこれらの者を總稱して、教育公務員と称することとしたのであります。従つて國立学校の校長、教員等は國家公務員たる教育公

務員であり、公立学校の校長、教員等並びに教育委員会の教育長等は地方公務員たる教育公務員ということになるわけであります。

次に一般公務員に対する特例として規定いたしました主要な事項は、次の三点であります。その第一は、採用及び昇任の方法に関する点であります。國家公務員法によりますと、職員採用及び昇任は原則として、すべて競争試験によることとなっておりますが、一般に教育者たる必要な人格的要素は、競争試験によつてはとうてい判定しがたいものと考えられます。しかも高等学校以下の学校の校長、教員並びに教育委員会の教育長等の教育公務員につきましては、厳正な手続を経て下付される校長もしくは教員または教育長等の免許状をもつていことが、必須の資格要件とされていのでありますから、その上に競争試験を行うことは不必要であり、また不適当とも考えられるのであります。特に大学の教育公務員につきましては、その職務の性質上、きわめて専門化された学力、技能を必要とするのでありまして、競争試験によることは不適当でもあり、かつ、実施困難の場合が多いとさえ想像されるのであります。以上申し述べました理由により、教育公務員の採用及び昇任は、競争試験によらず適正な選考によつて行うべきであり、この点に關する規定を本案に設けたのであります。

第二は、研修に關する点であります。教育公務員は、その職責の遂行上、当然研究と修養に努めなければならぬものでありますから、この点について、國家公務員法の教育訓練に關する事項を、積極的に補充明示して規定いたしました。

第三は、學問の自由の保障と大学の自治の尊重に關する点であります。大学の教員の人事に關しましては、従來、慣例上、大学自治の原則が認められていたものでありまして、今後とも大学の自治的運営にまつことを本體とし、その任免、分限等については、大学の自治機關の定める基準により、各大学で自主的に行うのが適當と考えるのであります。従いまして、その採用及び昇任の方法のほかに、分限、懲戒、服務等について相當の特例を設けました。その他、校長、教員等の特殊な職責上、結核性疾患による休職については、その期間を二年とし、その間俸給の全額を支給し得ることとして、被教育者、教育者双方の保健の促進を期し、また校長、教員等が本務以外に教育に關する他の職務に従事することが出来る規定を設けるなど、一般公務員に對する特例を規定いたしました。

以上簡單ながら、この法律案提出の理由と内容の概要について説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決あらんことをお願いいたします。なお足らない点は政府委員をして説明いたさせます。

○辻田政府委員 ただいま大臣から本法案の提案の理由並びに法案の主要な事項につきましてお話がありました。私が、私から法案について若干詳しく申し上げてみたいと思うのでございませう。

教育公務員特例法案は四章からなつておりますが、第一章の總則は、この法律の趣旨を明らかにいたしましたし、また法律中特に概念を明らかにしておかなければならない事項につきまして、定義を明らかにしてあるのでありませう。なお從來官吏の身分を持つておりました公立学校の教員は、この法によつてはつきりと名実ともに地方公務員としての身分を有することになつたことを、明らかにしておるのでございませう。第二章は任免分限、懲戒及び服務等の事項を規定してございませう。これはこの法案の中核の部分とも申すべき点であるかと存じます。すなわち國家公務員法の一般規定の特例を、これらの事項について定めたものでございまして、第一節におきまして大学の学長、教員及び部局長に關する任免、分限、懲戒及び服務等の事項を規定した次第でございませう。第二節においては大学以外の学校の校長及び教員の任免、分限、懲戒及び服務等に關する事項を書いてありますが、第三節において教育委員会の教育長及び専門的教育職員に關することを規定してあります。この幼稚園から大学に至るまでの学長、校長、教員等につきまして一般法から特に特例を設けました点は、先ほど大臣からお話がありましたように、採用及び昇任につきまして、一般法では競争試験によることを本體としておりますが、特例法案につきましては選考によることを本體としておるのであります。なお大学の自治の保障と學問の自由の保障というふうな観点からいたしまして、大学につきましては單に採用昇任の方法のみならず、轉任あるいは降任及び免職あるいは休職、懲戒といったような事項につきまして、廣範に大学の自治機關によつて、それらゝの事項を規定しておるのであります。それから次に第三章におきま

しては、研修の事項について規定してあります。教育公務員がその職責を遂行するためには、當然研究と修養に努めなければならないのであります。それが單に教育に従事してある者の義務としてのみでなく、權利として研修をなし得るような機会を持たなければならぬので、從來單に自発的にやつておりましたが、これを法の根據のもとに行うことができるようにいたしましたのでございませう。それから第四章は雜則とありますが、普通の一般の公務員でありまして、國家公務員法によりまして職務に専念しなければならぬ。従つて私の職務を兼ねることについては、非常にきつた制限があるのであります。教員の場合におきましては職務に専念することは必要でありませうが、一面において兼職も相當認められなければならぬ関係にありませうので、一般法からの特例を設けることにいたしましたのでございませう。なお附則におきまして施行に關する事項とか、あるいはこの法案が法となつた場合に、ほかの法案との關係において制定を要する事項、あるいは経過的に処理すべき事項等について、若干の規定を設けた次第でございませう。

以上でこの法案についての概略を御説明いたしました。從來の取扱ひと、この法律の施行に伴ひまして著しい最大障害と思われる点につきまして、あるいは重複する点もあらうかと思ひますが、それを申し上げて御審議の御参考にしたいと思ひるのでございませう。

第一の点は教員等の身分についてであります。從來官吏の身分を有しておりました公立学校の校長、教員等はすべて地方公務員となりまして、國家公務員法の適用を受けなくなるのであります。これはこの法案の第三條によるのであります。次に大学について申し上げたいと思ひますが、大学については從來國立綜合大学の總長は教授等の選舉によつて、また教員につきましては教授会の選舉に基きまして、任命する慣例になつておつたのでございませうが、この法案では大学の管理機關が定める基準によりまして、大学の管理機關自身が選考を行うこととなるのであります。これは本法案の第四條に規定してあるわけでございます。第二点は從來慣例として認められておりました任期あるいは停年ということについて、法律の根據に基くものにしたしまして、それを大学の管理機關が定めることにいたしました次第でございませう。

第三の点は本人の意に反する轉任、降任、免職並びに懲戒の場合には、必ず大學管理機關の事前審査を経てこれを行うこととして、從來よりも一層大學教員の身分を保障し、大学の自治を確立することにしたのでございませう。これは法案の五條、六條九條に關連する事項でございませう。次に服務につきまして國家公務員法に掲げられるもののほか一定の事項につきましては、大學管理機關が定めることとしたのであります。従來、このことにつきましては、從來の高等專門學校でそのまま残るものにも、原則的には準用することとなるのであります。次に大學のことにつきまう一つ申し上げますことは、大學の教育公務員の任免権につきましては、從來一、二級官の區別に従ひまして内閣總理大臣、文部大臣があつたのであります。今後は國立學校は文部大

臣、公立学校はその大学を設置した都道府県または市町村の長ということになるのであります。以上が大学についての事項でございます。

次に高等学校以下の学校につきまして申し上げたいと思ひます。第一の点は従来校長、教員等の採用は別に志願者名簿等を作成せずに行つておりましたが、今後は大学以外の公立学校の校長及び教員については、都道府県教育委員会が採用志願者名簿を作成いたしまして、その名簿に記載された者の中から、都道府県別の学校については都道府県教育委員会、市町村立の学校については市町村教育委員会の教育長が、選考することになつておるのであります。しかもその際には必ず教員についてはその学校の校長の意見を聞かなければならないことになつております。次の点は校長、教員の結核性疾患のために休職する場合の期間の問題であります。従来は一年でありまして、その間において俸給の三分の一を給せられることになつておりますが、その法案においては期間を満二年に確定いたしまして、その間俸給の全額を支給することができるとなつていたものであります。次の点は公立学校の教員等の任命権者は、従来は都道府県知事であり、市長村長は何らの権限を有してゐなかつたのであります。が、今後は、県立の学校については、都道府県教育委員会が、市町村立の学校につきましては市町村教育委員会が、教員等の任命を行うこととなるのでございませう。これは十五條に入つております。次に研修については、従来は特に法律の規定がなかつたのであります

が、今後は法律の根拠に基いて、種々の研修に関するところを行ふことになつておるのでございませう。

次に他の職務の兼職のことについてであります。単に服務規律には、官吏は本職官の許可を得るにあらざれば、本職のほか給料を得て他の事務を行ふことを得ずとありましたが、本法案におきましては、法律もしくは人事院規則に特別の定めのある場合、または所轄職において許可をすれば、他の職務に従事し得ることとしまして、その範囲を廣くしたのであります。

以上簡單であります。本法案の内容の概略と従来の取扱ひと著しく相違いたします点について申し上げた次第でございます。これは内容のことではございませんが、皆さんのお手元に差上げてありますものは本印刷ではございません。急速に法案を提出いたしました関係上、仮りの印刷になつております。事務局の方でいろいろ骨を折つていただいたのであります。きよう中に印刷ができてあすには御配付できると思ひます。この点をお傳へしておきます。

○岡谷委員長 引續いて質疑に入りませう。

○久保委員 お聞きしたいことがたくさんあるものでありますけれども、全般にわたることについてだけきようお聞きいたします。小さい部分は逐條審議のときに譲りたいと思ふのであります。

教育委員会法を審議しますときに一番痛切に感じたことは、ああいう重要な法律を審議するのに、われわれが時日がなかつたこととあります。これはもしも用意ができておれば当然早く出

さるべきであり、公務員法の審議と並行してなさるべき性質のものであつたと思ふのに、今日まで出なかつた。われわれは別に議員提出でここに出そうと考へたのであります。文部省は教育の復興を担当するところの省であつて、いわゆる教育を擁護し振興する直接の責任者であります。教育なりあるいは生徒指導等の問題については、常に親心をもちつて一日も早く、身分なり環境を、よくしてやらなければならぬと私は思ふのであります。教育委員会法を審議のときにそれを痛切に感じ、自分の職責が十分はたされなかつたことを非常に遺憾に思つておるのであります。今回もまたどうもそういう気がするのであります。こういう文部当局の教育に対する態度を、私はまことに遺憾に思ふのであります。その点大臣から直接承りたい。どういふお考えによつてあなたは五日か一週間かといふ前に、これが提出できなかつたかという問題、これは単に形式的なことではありませう。われわれはほんとうに教育なり教員なり学校なりという立場に立つて、考へるべきものであると私は思ふのであります。それが一つ、その次はこれと関連した問題であります。大学法案がまだ未決定のままであつて、大体経過は熊本学校教育局の次長から聞いたのであります。その見通しが容易につかない。わが日本の文化水準といふものをほとんど決定する重要な法案が、いまだ五里霧中の状態であることは、非常に私は憂えるものであります。それとこの教育公務員法とは関係があるのであります。この大学法を文部省として成案を得て議院に提出されるところの時期

は、おおよそいつごろと考へておられるのか。これも大臣から直接承りたいと思ふのであります。

第三点は研修に關してですが、第三章の十九條から二十條はまことにこういうことではなければならぬと思ふのであります。この研修の内容を見ますと、教育公務員といふものは常に一つの職責の遂行上、絶えず研究と修養に努めなければならぬといふ第十九條の第一項、これは非常に廣い意味だど解します。それをもう一つは研修の機会を與えられなければならない。すなわち一つの研修の機関によつて、特別の方法によつて研修されると、こう二つに考えられますが、これはともに特別の費用を要することは言うまでもありません。そこで考えられますことは、この研修をするためには、教育公務員はほかの公務員と違つた特別の研修のための費用を給與されねばならぬ。すなわち毎月の俸給、手当のほか、研修のための費用といふものが給與されなければこれはできないことである。今日日本一冊が百円以下のものはほとんどありません。月に三冊の本を読むとしても大体千円ぐらいの金が必要である。そういう点をどういふふうにか考へられておるか。もう一つは教員が研修する場合に旅費なり、日当なり、宿泊料なりが消費されてしまふ。今日まで、私が知つてゐる範囲内においては、教員の場合に限つて正當なる旅費等の支給がないのであります。これを地方教育公務員で規定されておきますと、その費用は地方公共団体で出される。ところがさきに決定しましたところの教育委員会法といふのは、その

点が一番欠点と思つておりますが、財政的に非常に弱い法律で、ここで教員が研修しようとするばなお生活に困るのであります。こういう規定を設けることは必要であるけれども、これと関連してどういふことを考へておられるか。その考へておられることのひとつとして先に通りました教育委員会法を、もつと財政的に、いわゆる予算の上で完全なものとするための修正をする意思があるが、用意があるかといふことを承りたいのであります。

その次に十四條は長期休業の期間であります。これは大学の國家公務員の規定を受ける國立学校の校長、職員、それから、そうでない公立の教員、大学以外の官立の校長、職員によつて違つておりますが、これは同様でなければならぬと思ふのであります。主として結核などになるのであります。結核の場合に、一方では二箇年となつており、一方では三箇年となつており、第七條に「長期の休業を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める」とはつきりしてゐない。私はこういうものは大学であらうが幼稚園であらうが、すべて同様でなければならぬと考へるのであります。それをなぜここにばつきり兩者を別々に考へられたか。これは小さいことのようにありますけれども、私の考へとしてはこういう問題は同様に取扱ひべきものだといふ考え方に立つたのであります。

第五点は、第十三條には校長及び教員の採用の選考を規定しております。この規定は教育委員会法の第四十九條によりまして、「教育委員会は、左の事務を行ふ。但し、この場合におい

て、教育長に対し、助言と推薦を求むることが出来る。」とあつて、教育委員がその事務を行い、すべて任免その他の人事は一切含まれておるのであります。その人事をやる以上は選挙は当然その中に入るべきであるにもかかわらず、この教育公務員特例法の十三條に「選挙」ということだけを、教育長がはつきり行うと特別取出した理由はどこにあるのか。こういうことをする必要は全然ないはずであります。すでに教育委員会法の四十九條に、こういうことは教育委員会がやるということにきまつておるのでありますから、これは非常な矛盾だと思ひます。

○下條國務大臣 第一点の、この法案提出に触れた点につきまして、ことに私も遺憾に思つております。実はこの法案は國家公務員法とともに審議されると思ひまして、第三國會において提出することを申し上げておいたつもりですが、その後いろいろの事情によりまして、ついに第三國會には提出ができなかつたのであります。しかしその後に至りましてある一点、いろいろ審議の困難な点が逐次良好に向ひまして、大体まとまることになりましたので、今回提出する次第であります。遅れました点につきましては、私どもまことに遺憾に思つておるのであります。

第二点の大学法案の提出時期であります。ただいま大学法試案というものを、教育刷新委員会の案と二つ、相当相違があります案ができておりますので、これを非公式に発表しまして社会の批判を受ける。そしてなるべく早く國會に提案して、御審議を願

わしたいというふうに考えておりまして、それから研修につきましている、御述べになりまして、まことにこともつとも思ひます。教育の方が、あるいは旅費の關係とか滞在費の關係とか、また家庭から遠く離れて非常に不自由な生活をしてゐることは私も聞いております。この研修制度が確立いたしましたので、中央地方にいずれ適當な研修所ができると思ひますが、現在文部省にありますが、これは極めて小規模なものであります。これを拡充いたしまして相當な規模にいたしたいと思つております。そのときには今お話の点につき、相當考慮しなければならぬのではないかと考えておるのであります。

それから休職期間の問題ですが、これを立案したときの趣旨は大体こういう程度につきましては、大学管理委員會の自治権にまかせまして、適當な機關をきめてもらうつもりで書いております。従つてほかの大学以外の高等学校以下の場合と、相違があるというふうな御了承願ひたいと思ひます。それから十三條につきましては政府委員より御説明願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 教育委員会法の四十九條と本法案の十六條との関連の問題について、私からお答え申し上げます。教育委員会法第四十九條によりまして、教育委員会に人事権があるということとは疑ひないところであります。それについてこの本法案の十六條によつて、人事権を削減したという氣持は全然ございません。ただ本法案の十六條におきましては、人事につきましてそのように至りますまでの手続上のある部面を、この教育長が行うという問題

でありまして、任免の件は教育委員会に嚴然として存しておるのであります。従つて教育長が選考いたしまして、それを拒否することはできるわけでございます。この点につきましての矛盾は、教育委員会の四十九條とこの法案の十六條との間に矛盾するところはないと思ひます。

○久保委員 文部大臣に尋ねてお尋ねしますが、第一項の問題は漠然とした話で、第三國會に提出するつもりであつたけれども、諸般の事情でできなかった。第四國會でやつとまとまつたから出したというお話でありました。やつとまとまつたのはいつか、それが一つ。はつきり何月の何日ということを持ちたい。私は文部大臣なり文部省の誠意が足りないということに、不満を持つて伺つておるのであります。それから第二点は申し上げませんが、第三に私がお尋ねしたのは地方の大学なり、新制高等学校以下の校長あるいは教員は、教育委員会法によつてすべてその適用を受けておるわけですね。その教育委員会法というものは教育予算をとる上において、非常に大きな欠陥を持つております。これは全國の通である。委員会法を審議するときにその点はわかつておつたが、はたしてそうであります。そこで教育公務員の研修等は今の教育委員会法ではとうていできないことで、そこで教育委員会法を改正する意思あるいは用意があるか、どうかということを開きたいので

それから次の長期休業の期間の問題であります。自分のことを申し上げて悪いのですが、私の女房を結核にしたことがあります。その例で申しまし

ても、ただちに結核ということがわかつて、その治療に入つたのであります。それで専門の医者にいろいろ聞いてみたのですが、二年でよくなれば非常初期ですが、大体三、四年は考えねばならぬというのであります。私は自分の女房の例から考えてみても、また結核専門の医者の意見を聞いてみても、ここで三箇年と規定すべきではないか。それは結核のことをいろいろ話しても始まりませんけれども、そう考えたからそう申し上げたのであります。

それから辻田局長がお話になつたことはよくわかる。私もその点は何とも思ひませんが、それであれば四十九條のあの規定によれば、教育委員会がやるべき仕事の手続上の一つのことである。こういうことを取り上げるならば、なぜこれだけ一つ取上げてここの書かぬでもないことを書いたかといふことを、私は聞いております。

○下條國務大臣 これは記録にとどめないでいただきたい。

○岡谷委員長 ではさようにいたします。

○下條國務大臣 それから教育委員会法のことにつきまして、私は実は十分お答えしなかつたかと思ひますがそれはいろいろ実施した後に、報告によりまして、お話のような点も十分認めなければならぬと思ひますので、これにつきましては関係方面と協議の上で、別の機会におきましていろいろ改正について、考慮したいということをお願い申し上げます。

す。それから休職期間の二箇年につきましては、実は相當研究した問題でありまして、まず第一年に治療をして、病氣自体をなおす。あと一年で休養をする。これで二年でよくなるということになりました。それは私も大分問題にした点でありまして、いろいろ省内で研究した結果、二年でよくなるということができるのでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 教育委員会法の四十九條と、本法案の十三條に關連の問題であります。これは久保委員の仰せの通り教育委員会法におきまして、人事権の大綱ははつきりと定まつておることでございます。それをこの法律によつて動かすというふうな考えは全然ございません。ただ先ほど申しましたように、この法律は身分に關する手続に關しまして、規定しなければならぬ性質のものでありますので、その点につきまして、大学以外の学校の校長及び教員に対して選考するという大原則があります。その選考についてたがはするのかわからないということではあります。教育委員会の教育長がこれを、公立の学校についてはさういふことを、手続上明らかにしたわけでございますので、その他の意味はないわけでございます。従つて、このために教育委員会が特別の権限を侵されることはないと思ひます。

○黒岩委員 第一点は久保委員からもお尋ねがありました。本日この法案が提案になりましたところ、漏れ聞くところによりますと、政府の方針としては十二、三日ごろに衆議院を解散するという方針をおとりになつておるさうであります。してみると、三日で

○久保委員 まだやつておりません。

○下條國務大臣 今調査中であります。

もつてこの法案の審議が完結できるといふお見込みであるか。また審議終了になることを予定してお出しになつたか。その点の文部大臣のお考えを承りたいと思ひます。

第二点は教育公務員の身分を規定いたしました法律を、独立法としてお考えになつたことがあるかないか。私が考えますのは、教育公務員というものは一般國家公務員というものは一般國家公務員とは、その立場をよほど異にするもので、本法案によりますと、國立の大学の教育公務員は國家公務員という身分であり、さらに教育公務員である。高等學校以下の教育公務員は地方公務員であつて、さらに教育公務員である。二つの身分を持つような結果になつておると思ひますが、國家公務員法によりますと、一般國家公務員は時の政府の指揮命令を受けて教育事務に携わるものである。従つてその身分が人事院に直接左右される。ところが大學でありまして人事院から離れて、その特別の機關において身分を扱われることになりまして、また地方の教育公務員におきまして、教育委員会によつてその身分を扱うものでありますので、その点から考えまして全然國家公務員なり地方公務員とは、立場を異にする身分ではないか。こういうような考えから私は教育公務員法というものは、独立法として規定せられべき性質のものであるといふように考へるわけでありまして、この点につきましてこの特例法を出しになるまでの文部大臣の御考慮になりました点を率直にお聞かせを願ひたいと思ひます。

第三点は學問の自由を保障せられる

といふことと、この法案に盛り込まれた非常な重要な点であるといふことを考へまして、この点については全幅の賛意を表しておるわけでありまして、おそれ教育といふものの内容が學問といふものに限るのかどうか。私の考へますところによりますと、生徒指導の社會的訓練といふものが、教育の内容として非常に重い意味を持つものではないかと思ひます。かような点から考へますと、教育者は單に學問の自由を保障されるのみならず、一般社會の事柄につきまして自由に研究し、自由に批評する自由も與えられなければならぬと考へるのであります。かつての教育者が、非常な社會的制約を受けまして、萎縮沈滞しておつたことは御承知の通りであります。それがために教育がいろ／＼時の政府の異動によつて左右せられ、戦争の方面にまで教育が利用されたといふことは、苦い経験であつたのであります。これは要するに教育者をつの象牙の塔の中に閉じこめたといふところに、大きな欠陥がありはしなかつたか。將來の民主主義をつくる教育者はもとより廣い面に立つて、自由を保障されなければならぬと考へるのであります。學問の自由のみ保障しまして、他の面について制約を加えるがごとき観があるところの國家公務員法を適用し、さらに特例法としての本法案を出しになつたといふ点も考へまして、私の考へますところと政府の考へになりまして、ことに、大きな食い違ひがあるのではないかといふことを想像するのであります。その点につきまして大臣の率直な御見解を披露していただきたいと思ひます。

○下條國務大臣 第一のこの法案の審

議についてのお尋ねであります。御承知のように十二日までにすべての法案を議していただきたいといふ考へでおるのであります。その一端としてこの法案につきましても、まことに審議期間が短かくて恐縮であります。が、適當な御審議をいただきまして、それまでに御審議をいただきたいと存じます。それから第二点につきましては教育公務員に関する規定につきまして、教育公務員を取出してそれに関する特別な單獨立法をつくるというようにも、考へられないことはないかと思ひますが、しかしながら文部省としてこの法案をつくりました考へ方は、教育公務員もやはり國家公務員であり地方公務員である。ほかの公務員と一般的には相違はない。ただ先ほど述べましたような職務の内容、責任の重要な特殊性に基きまして、必要の限度に特別な規定を設けなければならないといふ考へ方をもちまして、特例法を立案した次第であります。第三の學問の自由とともに研究の自由もあることは、私も承知しております。この点は私も考へ違つておらないと思つておる

○黒岩委員 重ねて二つだけ伺ひたいと思ひますが、地方公務員法は制定せられておらぬと思ひますが、政府としては、地方公務員法案をおつくりになります場合、單獨立法として考へられるのであります。または國家公務員法の特例法としてお考へになつておられか。その点をおわかりになつておれば、表明していただきたいと思ひます。それから第二点は私の質問した点と政府のお考へになつてゐる点と、矛盾をしなければならぬと思ひます。

御回答でございましたが、その点がこの特例法の中に盛り込まれていないと思ひます。なおその点についての御検討を願ひまして、さらに逐條審議のときに私の意見も申し述べたいと思つたのであります。これは保留しておきます。

○下條國務大臣 地方公務員法につきましては、一應の案ができたのであります。また発表申し上げる程度に達しております。この教育公務員法の特例法につきましては、第三十三條に規定がありまして、地方公共團體の職員に關して規定する法律があるとし、実はその内容がはつきりいたしません。かような漠然たる規定をいたしております。

○松本(七)委員 第一点は黒岩委員が指摘された点ですが、先ほどの提案理由の説明でも大臣からお話がありまして、特に教員の職務と責任の特殊性にかんがみて、こういう特例を設ける必要があるというお話ですが、やはり黒岩委員の御指摘のようによつても國家公務員、それから地方公務員と教育公務員という三つを三本建にして、單獨法をつくる必要があるのかやないかと思ひます。現在はいさゝか特例で行つてもさしつかえありませんが、將來單獨法で三本建で行く御意向が、多少でもおありかどうかと云うことが、多少でもお聞きしたいと思ひます。

○下條國務大臣 ただいま提出しました特例法案以外に、別に單獨立法にいたす考へは現在持つておりません。

○松本(七)委員 その必要性を將來も全然認められないかどうか。

○下條國務大臣 ただいまのところ必要と考へておりません。

○松本(七)委員 第十三條の先ほど久

保委員から御指摘になつた点でありまして、これと四十九條關係でありまして、教育委員会法の四十九條は國會で修正いたしました。原案では教育長の助言と推薦を求めてやるというのを、國會では消極的に助言を求めることができるといふように修正されたわけでありまして、そこでたゞい手続上の問題としても、これを選考するものは教育委員会といふことになつておるのが正當だと思ひます。教育委員会が選考する場合に、必要と認めた場合に教育長にその選考についても助言と推薦を求めるといふことで、初めて教育委員会と矛盾がないのではないか。わざ／＼ここで選考そのものを、たゞい手続上の問題としても教育長にということをして明記することは、これは明らかに教育委員会法四十九條と矛盾すると思ひます。この点はもう少し明確にしてゐたいと思つたのであります。

○辻田政府委員 委員会法四十九條と本法案の十三條との關係について、重ねて御質疑でございますが、この選考といふような事務は相當事務的にいろいろ書類をつくるとか、帳簿を整へるとか、いろ／＼問題があります。その中でいろ／＼事務に非常な關係が深いのでありますから、そのためには事務局長的な性格を持つております教育長に選考をさせるのが事務処理の上からいつても適當であると思つたのであります。教育委員会の持つております人事権を侵害するといふふうな考へは、全然ないことを重ねて申し上げます。

○松本(七)委員 その意圖のないことははつきりしておりますが、それは委員会において、そういう必要のあるも

のは教育長に助言と推薦を求めるんで
すから、それをわざ／＼この法律で教
育長といふものを強く出すことは、非
常に誤解を招くおそれがあります。こ
れは再考の余地はないかと思ひます。

○辻田政府委員 ただいまの御質問に
対してお答えいたしますが、本法案の
中にも第十五條におきまして任命権の
問題はつきりしておりますし、また
教育委員会法自体にもつきりしてお
るわけでありまして、ここでは第十三
條の問題は選挙の手続についての規定
でありまして、そのために教育長が
これに当るといふことを書きまして
も、四十九條には矛盾抵触しないとい
ふふうに考へております。

○松本(七)委員 解釈はかりに抵触し
ないとしても、教育長が非常に重きを
おくように運用される危険があると思
ひます。この点は留保いたしておきま
す。次は十四條の休職の点ですが、年
限については先ほど久保委員から、一
般世論も満三年というのを適當とい
う議論がありますが、この点はさつき
の御答弁で置いておきます。ただこの
期間中は俸給の全額を支給することが
できるとなっておりますが、俸給とな
つておる以上基本給という意味と解
してよろしいと思ひますか。この俸給
は給與全体か。それとも、いわゆる基
本給だけか。お伺いします。

○下條國務大臣 これは本俸だけでご
ざいます。

○松本(七)委員 それから研修の第二
十條ですが、これも久保委員から指摘
されたように、いろ／＼出張費、図書
購入費、そういうものを自費でやらな
ければならぬから、非常に實際的活動
がやりにくいということで、第四項と

して研修に要する費用は、國又は地方
公共團體において計上しなければなら
ぬという一項を入れていただきたい。

〔以下連記〕
すなわち第二十條の第四項として研
修に要する経費が必要だと思ひます
が、それをどうしてやらなかつたの
か。それを伺つておきたい。

○辻田政府委員 第三章の研修に関し
まして、費用の問題について當然考へ
るべきであるというところは、私たちも
まったく同意に存しておるのでありま
す。ただ給與等についての關係は、國
家公務員法の原則によるといふこと
になりましたので、その第三章の研修
中には研修費に關する点を除いたので
ありまして、研修に關する面は別途考
究されるべきものであると思ひます。

○松本(七)委員 そうすると、この法
律でもつて経費の保障規定を設けるこ
とは、國家公務員法と抵触するとい
うことですか。

○國谷委員 ちよつと連記をやめて
ください。

〔連記中止〕
○國谷委員 速記を始めて……。
○松本(七)委員 次は第三十四條の
「この法律若しくはこれに基づく命令又
は他の法律に特別の定めがあるものを」
云々とありますが、その中で、政令で、
國立学校の学長、校長その他の特別の
定めをすることができるといふ規定が
ありますが、これは必要があるとい
ふきはやはり所轄の廳の教育委員会とい
う制度ができてゐる以上は、政令でや
らざるにやほしういふ所轄廳でもつて
やるべきだと思ふのですが、これを政
令とした理由を承つておきたいと思ひ
ます。

○辻田政府委員 この公立学校の学長
以下教員の方々の規定につきまして
は、近い將來に地方公務員法ができま
すと、それが一般法になりまして、こ
の教育公務員特例法が特定の法案にな
るのであります。しかしその地方公務
員法が制定されますまでの間におきま
しては、この法律に根據をもちまし
て、それによつて授權された政令によ
つて規定することができるといふよう
にして、根據はこの法律に置くとい
ふことになつておるわけでありまして、
これを將來地方公務員法におきまし
て、どういふふうな規定されますか
かりませんが、現在のところでは暫定
的な規定として、法律の授權に基
く政令によつて定めるのが適當であ
ると思ひます。

○松本(七)委員 この案の中に大学管
理機關という文句がたくさん出てくる
のですが、その構想をひとつお述べ願
ひたい。

○辻田政府委員 大学管理機關という
文字が方々にございますが、これは近
い將來に大学法または大学設置法とい
ふふうな法律が出た場合に、それでは
つきりするわけでありまして、しかしこ
の問題はつきりしてはまだ先ほど大臣
から説明がございましたように、關係
方面と折衝中の問題でありますので、
内容をはつきり申し上げる時期に達し
ていないのであります。ただしこれ
までの間におきましては、附則の二十
五條におきまして、それ／＼現在まで
の慣行に準拠いたしまして読みかへる
規定をつくつて、それによつて支障の
ないようにしておるわけでありまして、
○松本(七)委員 大学管理機關につ
いて大臣にちよつと伺ひたいと思ひま
す。

が、それは留保しておきます。

○國谷委員 大臣は十分間ばかり予
算委員会に参りましたので、大臣に質
問される方は留保して他の質問をお願
ひします。

○水谷昇委員 先ほど問題になりま
した第十三條でありまして、教育委員
法の第四十九條は原案が修正になつた
のであります。その修正になつたとい
ふことはよく辻田局長も御存じの通り
であります。教育長の権限が増大して、
教育委員会がロボットになるというよ
うなおそれから修正したのであります
と、その点から考へますと、第十三條
の選挙は教育長がする。ここにかつこ
して選挙権者といふふうに書いてあり
ますが、そういうことにはつきり規定
すると、教育委員会法の第四十九條の
修正が意味をなさぬと思ひます。これ
はぜひひとつ修正をしなければならぬ
と思ひますが、もう一回御意見を伺
ひます。

○辻田政府委員 十三條におきまして
選挙権者という言葉を使ひましたの
で、あるいは誤解を招いたのではない
かと思ふのでありますが、これは十三
條の前段に書いてありますものを、一
一繰返してその條文の中へ書くことが
あまり繁雜に過ぎるといふために、選
考する人といふような意味で書いたの
であります。結局選挙の問題と任命と
の關係についての問題で、いろ／＼御
質疑があることと思ふのであります
が、選挙はあくまでも任命に至ります
る中間の手続にすぎないのであります
と、最終的決定権は委員会自身がつ
ておるわけでありまして、従つてまた
その教育長が選挙いたしましても、そ
れを委員会においては拒否できるので

ありまして、この選挙したものは必ず
委員会で認めなければならぬ、すなわ
ち委員会がロボットになるというよう
なことは考へられないのであります。
ただこの選挙という事柄が非常に事務
的な知識、技能等を必要といたします
ので、教育長に持つて行つたのであり
まして、その教育長は教育委員会自身
が任命することは、もちろん申すまで
もないわけでありまして、この教育委
員会が信任して任命したところの教育
長に対して、その事務的な整理をさし
て、そこで教育委員会が審議して採用
するかなかを決定するといふことにな
りますので、この教育長が選挙する
といふことは、手続上としては適當で
あるといふふうに考へるのでございま
す。

○野本委員 大臣に対する質問は後刻
に保留いたしまして、一、二伺ひたい
と思ひます。大臣も言われております
が、文部省は教員及び教育の擁護者で
あるといふことをおつしやつておりま
す。それは當然なことでありまして、
そこで私が率直に伺ひたいと思ひます
ことは、教育公務員法の特例をここでつ
くるといふことが、具体的に教員を、
教育をどれだけ擁護する裏面をあげよう
としてゐるか。この点を全般にわた
りまして具体的に御説明をお願いいた
します。

○辻田政府委員 ただいまの御質疑に
對しまして、條文について御説明を申し
上げたいのでありますが、まず大学以
外の学校の校長、教員について申し上げ
ますと、この法案が出ない場合にお
きましては、これらの方々は官吏的身
分をもつておるわけでありまして、従
つて國家公務員法がそのまま適用にな
るということになりますと、採用昇

任等につきまして競争試験を受けなければならぬこととなります。大学以外の学校の校長及び教員は、御承知の通りそれ〴〵免許状を必要とするのでありまして、免許状を得る場合におきまして、すでに相当厳正な試験を経ておられるわけでありまして、その方々にまた再び採用について競争試験をするというふうなことは、いたずらに不必要な負担を課することになりますので適当でない。免許状を持つておる方方については選考だけをすればいいということでありまして、その点は競争者に対して負担を軽くするという意味になるのでございます。

次に大学の方について申し上げますと、採用、昇任については、大学についても同様のことが言えますが、本人の意思に反する轉任の場合、あるいは降任の場合とか、あるいは免職の場合、あるいは懲戒の場合というふうな本人のいわゆる不利益処分を受ける場合に、國家公務員法がそのまま適用されますと、これは事前の審査ということはないのでございます。ただ事後におきまして不服のある者が事後救正を申し出まして、それによつて初めて審査されるということになるのであります。この教育者の場合におきましては、事前におきまして審査して、その審査の結果によるものでなければ、その意に反する轉任とかあるいは降任、免職、懲戒というふうなことはできないのでございます。

なお先ほど落しましたが、休職等につきましても、結核性の疾患の場合におきましては、大学以外の学校の方々につきましては、國家公務員法がそのまま適用になりますと、従来は休職

期間が一箇年間でありまして、その間におきましては俸給の三分の一しか給與はもらえなかつたのであります。今回の國家公務員法の改正によりまして、その規定はなくなりまして、人事院自身で定めまして、その定むるところによる。またその特別な定めがなければ、その間における給與も無給であるというふうなことになるのであります。が、この場合におきましては結核性の疾患の場合には、滿二箇年間の休職期間を保障する。それからその間において俸給を全額——これは先ほど申しましたように本俸であります。が、本俸は全額支給することができるといふうにいたしました。教員の任務と申します。が、地位を保障するようにしたわけでございます。大体この法案全体につきまして一つ〴〵申し上げれば限らないことであるが、そういうふううに全体が大体この教育者の地位身分というものを保障するような仕組みで、考えられておるわけでございます。

○國谷委員長 お諮りいたします。本日は質疑をこれでやめまして、明日十時より委員会を開きたいと思ひますが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○國谷委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

昭和二十四年二月九日印刷

昭和二十四年二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局